

秋田県生活環境部 温暖化対策課関係  
補助金交付要綱

温暖化対策課

## 秋田県生活環境部 温暖化対策課関係 補助金交付要綱

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第9章第2節の規定に基づき、秋田県生活環境部温暖化対策課関係補助金交付要綱を次のように定める。

（補助事業及び補助金の額等）

第1 秋田県生活環境部温暖化対策課関係補助金（以下「補助金等」という。）の交付の対象とする事務又は事業（以下「補助事業等」という。）、補助金等の率又は額、交付申請書の提出期限及びその経由機関等は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助金等交付申請書）

第2 財務規則第247条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他別に定める書類

（補助金等交付の条件等）

第3 補助金等の交付を決定するにあたっては、財務規則第249条の規定により、次に掲げる事項について、条件を付すものとする。

- (1) 補助金等を目的以外に使用しないこと。
- (2) 次に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - ア 補助事業等に要する経費の配分を変更（別表第2に掲げる軽微な変更を除く。）するとき。
  - イ 補助事業等の内容を変更（別表第2に掲げる軽微な変更を除く。）するとき。
  - ウ 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。

2 前項(2)の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。

- (1) 交付条件等変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

3 第1項(3)の規定による知事の指示を受けるときは、補助事業等実施状況報告書（様式第6号）によるものとする。

(交付決定通知)

第4 財務規則第250条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知書(様式第7号)によるものとし、財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、補助金等交付決定変更書(様式第8号)によるものとする。

(状況報告)

第5 財務規則第253条の規定による補助事業等遂行状況の報告は、補助事業等遂行状況報告書(様式第9号)により、別に定める日まで提出するものとする。

(実績報告書)

第6 財務規則第255条に規定する実績報告書は様式第10号によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 収支精算書(様式第11号)

(2) その他別に定める書類

(補助金等の請求及び概算払並びに前金払)

第7 補助金等の請求は、請求書に請求すべき根拠を証明する書類を添付するものとする。

2 財務規則第258条第2項及び第3項の規定により、概算払又は前金払をすることができる補助金等の種類、限度額及び交付時期は別表第3に定めるとおりとし、補助金等の概算払又は前金払を受けようとする補助事業者は、補助金等概算払(前金払)申請書(様式第12号)に請求書を添えて提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第8 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は別表第4に掲げるものとする。

ただし、当該補助事業等の完了後同表に定める期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

2 財務規則第261条の規定による知事への承認申請は、取得財産目的外処分承認申請書(様式第13号)によるものとする。

(手続きの一部省略)

第9 財務規則第263条の規定により、手続きの一部を省略することができる補助金は、別表第5に定めるとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の一部を改正し、平成21年7月1日から施行する。
- 3 この要綱の一部を改正し、平成21年9月25日から施行する。
- 4 この要綱の一部を改正し、平成22年4月1日から施行する。
- 5 この要綱の一部を改正し、平成22年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 6 この要綱の一部を改正し、平成22年8月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

- 7 この要綱の一部を改正し、平成23年4月25日から施行する。
- 8 この要綱の一部を改正し、平成23年5月24日から施行する。
- 9 この要綱の一部を改正し、平成23年5月31日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 10 この要綱の一部を改正し、平成23年9月27日から施行する。
- 11 この要綱の一部を改正し、平成24年4月12日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 12 この要綱の一部を改正し、平成24年5月16日から施行する。
- 13 この要綱の一部を改正し、平成24年7月11日から施行する。
- 14 この要綱の一部を改正し、平成25年3月1日から施行する。
- 15 この要綱の一部を改正し、平成25年3月27日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 16 この要綱の一部を改正し、平成25年4月1日から施行する。
- 17 この要綱の一部を改正し、平成25年4月15日から施行する。
- 18 この要綱の一部を改正し、平成27年4月1日から施行する。
- 19 この要綱の一部を改正し、平成28年4月1日から施行する。
- 20 この要綱の一部を改正し、平成29年4月1日から施行する。
- 21 この要綱の一部を改正し、平成30年3月28日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 22 この要綱の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する。
- 23 この要綱の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。
- 24 この要綱の一部を改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 25 この要綱の一部を改正し、令和5年9月1日から施行する。
- 26 この要綱の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する。

## 別表第1

## 温暖化対策課関係補助金等の種類

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助金事業等の種類	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績書及び精算書提出期限	提出先及び経由機関
我が社の脱炭素経営促進事業費補助金	県内中小事業者が、自社の事業活動の脱炭素化を進めるためにデジタル技術を用いて二酸化炭素排出量等を算定する可視化サービス(以下「可視化サービス」という。)を活用する取組及び環境省が脱炭素アドバイザー資格制度認定ガイドラインに基づいて認定した脱炭素に関わる民間資格(以下「脱炭素アドバイザー資格」という。)の従業員等による取得を後押しする取組を支援することにより、県内における中小事業者の脱炭素経営への転換促進を図ることを目的とする。	1.可視化サービスの新規導入・利用 2.炭素アドバイザー資格を取得した従業員等への支援	1.可視化サービスの新規導入 10/10(10千円/月以内) 2.炭素アドバイザー資格を取得した従業員等への支援補助対象経費の1/2以内	県内に主たる事業所を有し、あきたゼロカーボンアクション宣言登録事業者である中小事業者	県が指定する日まで	事業完了後30日以内又は、当該年度の2月28日のいずれか早い期日	温暖化対策課

別表第2

軽微な変更

補助金等の名称	経費の配分の変更 下記に掲げる変更以外の変更	事業の内容の変更 下記に掲げる変更以外の変更
我が社の脱炭素経営促進 事業費補助金	経費の欄に掲げる経費相互 間の20%を超える増減	事業量の20%を超える増減

別表第3

概算払（前金払）する補助金等

補助金等の名称	補助事業等の種類	補助事業者	概算払（前金払） する率又は額	交付時期
---------	----------	-------	--------------------	------

## 別表第4

## 処 分 制 限 財 産 の 指 定

補助金等の名称	財産の区分	名 称	制 限 期 間
公共施設再生可能エネルギー等導入事業費補助金	補助事業で取得した全ての財産（その性質又は形状を変えることなく、比較的長期間にわたって使用に耐えるもので、取得価格の単価が50万円以上の物品）	補助事業で取得した全ての財産	「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める期間
民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金			

別表第5

手続きの一部を省略できる補助金

補助金等の名称	手続きの省略できる書類
我が社の脱炭素経営促進事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書

補助金等交付申請書

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住 所 (法人にあつては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつてはその名称及び代表者職氏名)

年度において次のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等申請額 \_\_\_\_\_円

4 補助事業等の実施期間 年 月 日～ 年 月 日

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

注 (1) 1及び2は、要綱別表第1に掲げる事項と同一のものであること。  
(2) 補助事業等の実施計画書及び収支予算書は別紙により添付のこと。

様式第2号

事業実施計画書(実績書)

補助金等の名称	様式
我が社の脱炭素経営促進事業費補助金	別に定める

様式第3号

収 支 予 算 書

収入の部

(単位：円)

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

支出の部

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

交付条件等変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住 所 (法人にあつては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつてはその名称及び代表者職氏名)

年 月 日付け指令 で交付決定を受けた補助金等の交付条件等  
について次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助事業等の種類
- 3 補助金等決定額 \_\_\_\_\_円
- 4 補助金等変更申請額 \_\_\_\_\_円
- 5 変更を受けたい理由
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
  - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
  - (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

注 (1) 変更事業計画及び変更経費は別紙により添付し、様式は補助金等交付申請書を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載すること。  
(2) 記載方法は黒二段書きとし、当初計画を上段 ( ) 書きで、変更計画を下段に記載すること。

補助事業等中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）秋田県知事

住 所（法人にあつては事務所の所在地）

氏 名（法人にあつてはその名称及び代表者職氏名）

年 月 日付け指令 で交付決定を受けた補助事業等を中止（廃止）  
したいので、承認されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助事業等の種類
- 3 補助金等決定額 \_\_\_\_\_円
- 4 中止（廃止）する理由
- 5 中止（廃止）する部分
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
  - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
  - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

補助事業等実施状況報告書

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住 所 (法人にあつては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつてはその名称及び代表者職氏名)

年 月 日付け指令 によって交付決定を受けた補助事業等が  
実施期間内に完了(遂行)が困難となったので指示されるよう報告します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の決定額 \_\_\_\_\_円

3 指示を受ける内容

4 指示を受ける理由(事業遂行状況)

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

補助金等交付決定通知書

指令第 号  
年 月 日

補助事業者様

秋田県知事 印

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第250条の規定により通知します。

1 交付決定額 \_\_\_\_\_円

交付決定額の内訳

補助対象事項	事業費総額	交付決定額		自己負担
		国庫	県費	
計				

2 補助事業の目的

3 交付条件

補助金等交付決定変更書

指令第 号  
年 月 日

補助事業者様

秋田県知事 印

年 月 日指令第 号をもって通知した補助金の交付決定を次のとおり変更することに決定したので、秋田県財務規則第252条の規定により通知します。

- 1 変更する事項
- 2 変更の範囲
- 3 変更の理由
- 4 変更による新たな条件

交付額

項目	変更前				変更後			
	事業費	補助金	内訳		事業費	補助金	内訳	
			国庫	県			国庫	県

- 注 (1) 記載する事項は、不要部分を省略すること。  
(2) 交付額は、交付決定額を黒書とし、変更後の額を朱書として二段書とすること。

補助事業等遂行状況報告書

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住 所 (法人にあつては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつてはその名称及び代表者職氏名)

年 月 日付け指令 で補助金等交付決定通知のあつた補助事業  
の実施状況を次のとおり報告します。

1 補助金等の名称 (種類)

2 補助金等交付決定額 \_\_\_\_\_円

3 実施状況

補 助 事業名	年 間 計 画			月 日現在実施状況			進捗率	着 手 年月日	完 了 予 定 年月日	備 考
	事業量	事業費	補助金交付 決定額	事業量	事業費	補助金 受領額				
		円	円		円	円	%			

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

補助事業等実績報告書

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住 所 (法人にあつては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつてはその名称及び代表者職氏名)

補助事業等が完了したので、その実績を次のとおり報告します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助事業等の種類
- 3 補助金等決定額 \_\_\_\_\_円
- 4 補助金等実績額 \_\_\_\_\_円
- 5 差引増減額 \_\_\_\_\_円
- 6 交付決定年月日 年 月 日
- 7 交付決定通知書指令番号 指令
- 8 補助事業等完了日 年 月 日
- 9 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
  - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
  - (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

様式第 11 号

収 支 精 算 書

収入の部

(単位：円)

区 分	本 年 度 精 算 額	本 年 度 予 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

支出の部

区 分	本 年 度 精 算 額	本 年 度 予 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

補助金等概算払（前金払）申請書

年 月 日

（あて先）秋田県知事

住 所（法人にあつては事務所の所在地）

氏 名（法人にあつてはその名称及び代表者職氏名）

補助金等の概算（前金）払について（申請）

年 月 日付け指令 により補助金等の交付の決定を受けましたが、補助金等交付の決定の内容及び補助等の条件に従い事業を完全に遂行しますから、補助金等の概算（前金）払を受けたく申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助事業等の種類
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 補助金等の決定額 円
- 5 既受領額 円
- 6 今回請求額 円
- 7 概算（前金）払申請理由
- 8 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
  - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
  - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

取得財産目的外処分承認申請書

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住 所 (法人にあつては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつてはその名称及び代表者職氏名)

補助事業等により取得 (効用の増加) した財産を、次のとおり、目的外に処分することについて承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助事業等実施年度

4 財産の制限期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 目的外処分の内容

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

注 目的外処分の内容については、補助金交付の目的に反して、使用・譲渡・交換・貸付の場合等に分けて記載すること。